「新潟県新潟市中央区女池一丁目十三番七号」に、同号フ中「愛知県名古屋市東区東桜一丁目四番三号」を「愛知県名古屋市西区名駅二丁目九番十四号」に、同号コ中「愛知県岡崎市明大寺町字川端十九番地十三」を「愛知県岡崎市明大寺町字出口六十一番地一」に、同号イ中「山口県山口市小郡御幸町四番六号」を「山口県山口市小郡維新町一番十四号」に、同号ニ中「香川県高松市林町二千三十二番地二」を「香川県高松市林町二千五百四十九番地五」に改める。

○国土交通省告示第千百八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十一月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

父鬼川右第十六支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する里道のうちその接している区間の里道敷

大阪府和泉市父鬼町

三四六番一及び三四六番二

三四七番から三五〇番まで

三五二番から三五四番まで

三六〇番から三六三番まで

三六五番

三六六番一及び三六六番二

三六七番から三六九番まで

一六二九番一から一六二九番六まで

一六三一番

一六三二番一から一六三二番一〇まで

一六三三番及び一六三四番

一七四五番及び一七四六番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山中川第一支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府阪南市山中渓

一一八二番　一号から三号まで

一一八三番　四号

一一八四番　五号及び六号

一一八五番　七号から九号まで

一一八八番　十号から十三号まで

国会事項

衆議院

質問書提出

十一月二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

議員の世襲制限の合憲性に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

外国人参政権と憲法との関係に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

日本国との平和条約に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

在上海総領事館員自殺事件に際して外務省職員が下した判断の是非等に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

鳩山由紀夫内閣における第三十一吉進丸の船体返還に向けた取り組み等に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

官僚による首相答弁資料作成と鳩山政権の「脱・官僚依存」の考え方に関する質問主意書（高市早苗提出）

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員中川昭一君が去る十月三日死去されたので、十一月二日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに通信委員長の要職につき　またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章　中川昭一君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

辞令

衆議院参事に任命する

副議長秘書を命ずる（十一月一日）

神田　信浩

参議院

質問主意書転送

十一月二日次の質問主意書を内閣に転送した。

平成二十一年度第一次補正予算の執行停止等に関する質問主意書（草川昭三提出）（第七号）

平成二十二年度予算編成方針に関する質問主意書（草川昭三提出）（第八号）

平成二十二年度予算編成での一般会計・特別会計に関する質問主意書（草川昭三提出）（第九号）

人事異動

内閣

内閣官房郵政改革推進室長に任命する（財務省大臣官房付）　清水　英雄

内閣官房郵政改革推進室長を免ずる（財務省大臣官房付）　菅野　良三

（総務省大臣官房付）　総務事務官　山根　悟

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房郵政改革推進室副室長を命ずる（各通）

（財務省大臣官房付）　財務事務官　振角　秀行

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房郵政民営化推進室長を免ずる

（内閣官房副長官補付）　内閣事務官　南　隆

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　門間　大吉

内閣官房拉致問題対策本部事務局審議官を命ずる

内閣官房拉致問題対策本部事務局次長補を免ずる（各通）

（同）　同　山根　悟

総務省に出向させる

内閣官房郵政民営化推進室審議官を免ずる

（総務省大臣官房付）　総務事務官　若林　成嘉

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房郵政改革推進室参事官を命ずる

（防衛省情報本部電波部長）　防衛事務官　山本　仁

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する

（総務省大臣官房付）　総務事務官　柴山　寛

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）担当室室員を命ずる

（総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課長）　同　高橋　文昭

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房郵政改革推進室参事官を命ずる

（警察庁長官官房付）　警視長　大賀　眞一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房空港・港湾水際危機管理チーム参事官を命ずる

（総務省大臣官房付）　総務事務官　若林　成嘉

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）担当室室員を免ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　小林　一久

（同）　同　佐藤　克彦

内閣官房郵政改革推進室参事官を命ずる

内閣官房郵政民営化推進室参事官を免ずる（各通）

（同）　同　山口　英樹

内閣官房拉致問題対策本部事務局総務・拉致被害者等支援室長を命ずる

内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室長を免ずる

（同）　同　中村耕一郎

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策調整室長を命ずる

内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室長を免ずる

（同）　同　竹田　公政

内閣官房拉致問題対策本部事務局総合調整室参事官を免ずる

（同）　同　柴山　寛

総務省に出向させる

内閣官房郵政民営化推進室参事官を免ずる（以上十月二十七日）

（東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事・立川簡易裁判所判事）　判事兼簡易裁判所判事　鯉沼　聡

願に依り本官並びに兼官を免ずる（十月三十一日）　梶山　恵司

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に採用する

内閣官房国家戦略室室員を命ずる

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第三条第一項による）

任期は平成二十三年十月三十一日までとする